令和４年６月号　　6月１日発行

青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会
発行人　会長　梅原祐治
〒812-0038 福岡市博多区祇園町１-40
大樹生命福岡祇園ビル３階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

第4回（令和4年度）福岡中央青色申告会定時総会が開催されました

あいさつをする　堀川正志会長

5月26日（木）に第4回となる一般社団法人福岡中央青色申告会の定時総会が、ANAクラウンプラザホテル福岡にて開催されました。

総会では、第3期の事業・決算報告及び次期の事業計画、予算の承認、役員改選の議案審議が行われ、すべて原案通り承認されました。

基調講演では、博多税務署から鈴木康弘署長を講師にお招きして、「税のよもやま話」のタイトルのもと、豊富な経験と知識の中から、海外との取引の話題を中心に講演いただきました。「DUTY FREE」と「TAX FREE」の違いや、いわゆる「パナマ文書」のことなど、日頃は知ることのない調査や査察のことにも触れながらの講演で大変勉強になりました。

コロナ禍で、去年・おととしは最小限での開催だったため、久しぶりに通常どおり開催することができました。お忙しい中ご参加いただいた会員の皆さま、誠にありがとうございました。

令和4年分所得税の予定納税があります。減額申請もできます。

令和4年分所得税の予定納税

令和３年分の申告納税額が15万円以上の方については、8月1日（月）に令和４年分所得税の予定納税（第１期）があります。支払いの準備をしておきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合、災害にあった場合や、新型コロナウイルスによる業績不振などのため、令和４年分の所得税の見込み税額が令和３年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和４年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

（1）　7月減額申請

令和４年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日（金）までに税務署に提出しなければなりません。

（2）　11月減額申請

令和4年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日（火）までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和３年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息（令和４年分は年0.9%）をつけて返金してくれます（受け取った還付加算金は雑所得になります）。予定納税に関するご相談はご予約のうえ、ご来会ください。

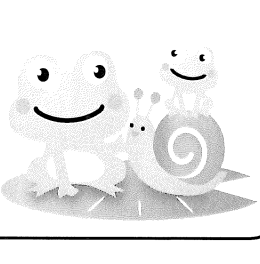

マイナポイント 第2弾 6月に本格スタート！

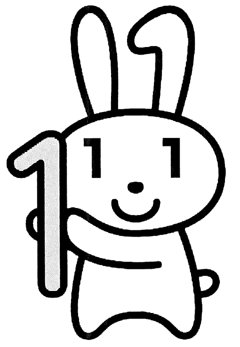

マイナンバー

「マイナポイント」をご存じでしょうか？マイナンバーカードと自分が利用するキャッシュレス決済サービス（クレジットカードやQR決済など）を紐づけしたうえで、チャージや決済利用をすると、25％分（最大5,000円分）がマイナポイントとして還元される制度があります。

2020年9月に第１弾がスタートし、これをきっかけにマイナンバーカードを作成した方も多かったのではないでしょうか。今年の1月より第２弾がスタートしており、新たにマイナンバーカードを作った方（第１弾に申し込みをしていない方）は、上記の最大5,000円分のポイントが受け取れます。

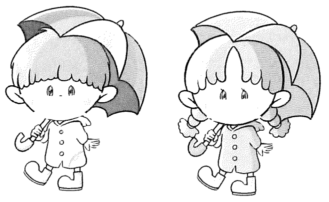

また、すでに第１弾でポイントを貰った方も、①新たにマイナポータルより健康保険証としての利用を申し込む、②公金受取口座の登録を行うことで、それぞれ7,500円相当のポイントが貰えます。ポイント付与の申し込みは6月30日開始予定となっています。

今回はチャージや決済に関係なく、健康保険証・銀行口座との紐づけを行うだけで、追加で最大15,000ポイントが貰えます。マイナンバーカードをお持ちの方は申し込んでみてはいかがでしょうか。

専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。
(納付額が0円でも納付書の提出が必要です！) 納付期限は 7月11日（月）です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

源泉所得税納付事務相談会（各自ご自分で作成されたものを確認します）

会　場	**青色申告会 会議室（パソコン教室）**
日　程	**7月4日(月)～7月6日(水) 10時～12時 13時～16時**
必要書類	・源泉徴収簿（月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額） ・扶養控除等申告書（従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日） ・税務署から送られてきた納付書（ピンク色で印刷された複写式用紙）
手数料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。※ 代行依頼の場合は、2，200円（一事業所）になります。

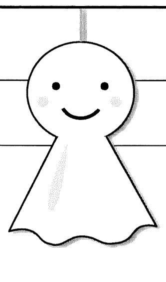

法律相談日

弁護士の橘先生による無料の相談会
6月17日（金） 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?
ご希望の方は下記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。
※詳細は事務局までお問い合わせください。

6月27日（月）は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認ください。
ご不明な点がございましたら、**6月13日（月）** までに、ご連絡をお願い致します。
なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内の口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金くださいますようお願い申し上げます。

今月以降の行事予定

行事予定日	行事内容
6月6日(月)・17日(金)	税務相談日　※税理士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
6月17日(金)	法律相談日　※弁護士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
6月27日(月)	当会会費口座振替日
6月28日(火)	協同組合ＰＣサポートセンター　定時総会
7月4日(月)～7月6日(水)	源泉税納付事務相談会　※詳細は別紙をご覧ください
7月11日(月)	源泉所得税（半年に一回の納期特例者）の納付期限

ふくおかNEWS

(一社) 福岡中央青色申告会
メール：info@aoiro-f.com　HP：http://aoiro-f.com/
Tel:092-283-7177　FAX:092-283-7176
当会発信専用番号：070-5416-5221

編集後記

無事に第4回総会を終えることができ、事務局一同ほっとしております。コロナ禍で、会員の皆さまと交流する機会が減っていた中、自分たちもそうですが会員の方同士でも新たな交流が見られ、うれしく思いました。第10回、20回と会の運営が続けていけるよう引き続き努力して参りますので、皆さまどうぞよろしくお願いします！